

みやき町浄化槽整備推進事業に関する
実施方針(案)

＜改 定 版＞

平成 27 年 3月19日
みやき町



〈目次〉

みやき町浄化槽整備推進事業に関する実施方針	1
1 特定事業の選定に関する事項	2
1. 1 事業内容に関する事項	2
1. 1. 1 事業名	2
1. 1. 2 事業目的	2
1. 1. 3 事業概要	2
1. 2 特定事業の選定及び公表に関する事項	3
1. 2. 1 特定事業の選定	3
1. 2. 2 選定の基準	3
1. 2. 3 公表方法	3
2 PFI事業者の募集及び選定に関する事項	4
2. 1 募集及び選定の方針	4
2. 1. 1 募集及び選定のスケジュール(予定)	4
2. 2 応募者の参加資格要件	4
2. 2. 1 組織形態と参加者の概要	4
2. 2. 2 応募者の構成	4
2. 2. 3 欠格事項	5
2. 2. 4 業務執行能力及び財務能力	5
2. 2. 5 留意事項	5
2. 2. 6 PFI事業者の選定	6
2. 2. 7 審査結果の公表	6
2. 2. 8 著作権	6
3 PFI事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	7
3. 1 基本的考え方	7
3. 2 予想されるリスクと責任分担	7
3. 3 モニタリング	7

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	8
4.1 淨化槽を整備すべき区域	8
4.2 施設等の技術基準	8
5 事業協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	8
6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	9
6.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	9
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	9
7.1 法制上及び税制上の措置	9
7.2 財政上及び金融上の支援	9
7.3 その他の支援	9
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	10
8.1 債務負担行為等	10
8.2 応募に関する費用負担	10
8.3 実施方針(案)の説明会	10
8.4 実施方針に関する意見等の受付及び回答	10
8.5 添付書類等	10

みやき町浄化槽整備推進事業に関する実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。)第 5 条第 3 項の規定により、みやき町浄化槽整備推進事業に関する実施方針を公表する。

平成27年 3月19日

佐賀県みやき町長 末安 伸之

1 特定事業の選定に関する事項

1.1 事業内容に関する事項

1.1.1 事業名

みやき町浄化槽整備推進事業

1.1.2 事業目的

みやき町(以下「町」という。)は、平成28年4月からみやき町浄化槽整備推進事業(以下「本事業」という。)として、公共下水道事業全体計画区域及び農業集落排水事業指定区域を除く区域(以下「浄化槽整備区域」という。)に、浄化槽を整備することとした。

本事業は、民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用することにより、浄化槽の設置業務、設置された浄化槽及び寄附を受けた浄化槽の維持管理業務(汚泥清掃・収集運搬業務を除く。以下同じ。)を町の財政負担の軽減を図りながら効率的に実施するものである。

1.1.3 事業概要

(1) 事業内容

- ① 本事業における浄化槽整備区域内において、50人槽以下の浄化槽について、概ね1,500基の設置を実施。
- ② 本事業は、PFI 事業者が設置した浄化槽を、完了検査後直ちに町に所有権を移し、町が所有するBTO 方式により実施する。
- ③ 本事業で設置された浄化槽及び町が寄附を受けた浄化槽の維持管理及び軽微な補修の実施。

(2) 事業期間等

- ① 浄化槽設置事業期間は事業契約成立後から平成38年5月までとする。
ただし、設置工事は、平成38年2月迄に完了するものとする。
- ② 維持管理及び軽微な補修事業期間は平成28年4月から平成38年3月までとする。
- ③ 事業期間終了後の維持管理及び軽微な補修事業は、本事業とは別の事業として実施する。

(3) 事業の実施方法

- ① PFI 事業者は、地域住民に対して PFI 方式による浄化槽整備事業についての広報及び啓発を行う。
- ② 浄化槽の設置を希望する者は、PFI 事業者を経由して町長に対して設置申請書を提出する。
- ③ 町長が設置申請書を受理・承認した場合は、当該設置を希望する者(以下「設置申請者」という。)及び PFI 事業者にその旨を通知する。
- ④ PFI 事業者は、速やかに設置申請者と工事内容を協議して工事計画書を作成した後、設置申請者の承認を得る。
- ⑤ 設置申請者は、浄化槽の設置に必要な用地について、町と無償賃貸借契約を締結する。
- ⑥ 設置申請者は、浄化槽設置工事着手までに、町の条例に定める浄化槽設置分担金を町に納付する。
- ⑦ PFI 事業者は、町が提示した基本仕様に基づいて浄化槽の設置工事を自らの責任により実施する。
- ⑧ 完成した浄化槽は、町の完了検査を受けなければならない。また、完成した浄化槽は、設置申請者が所有する部分を除き、町が所有する。
- ⑨ PFI 事業者は設置または管理する浄化槽について、設備及び管理状況に関する台帳を調製し、町と共有する。
- ⑩ 町は、PFI 事業者に維持管理業務を委託する。維持管理業務の内容は、保守点検及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 7 条及び第 11 条に基づく検査並びに軽微な補修とする。
- ⑪ 町は、事業開始後、完成した浄化槽は直ちに町に所有権を移転し、予算の範囲内で翌年度、5月末迄に対価の支払いを実施する。
- ⑫ 町は、交付金、起債及び浄化槽設置分担金等を財源として、⑪の対価の支払いを実施する。

- ⑬ 設置申請者は、完成した浄化槽の使用に対して、町の条例に定める浄化槽使用料を町に支払う。
- ⑭ 町は、浄化槽整備区域内において、個人が既に設置した浄化槽の寄附を受け、町の浄化槽として管理することができる。この場合、当該浄化槽に係る維持管理業務を PFI 事業者に委託する。
- ⑮ ⑦の設置工事に係る費用のうち、町による買取事業の対象外の費用については、設置申請者の負担とする。

(4) 事業実施のスケジュール(予定)

事業契約の締結(事業仮契約の議決)	平成27年12月
浄化槽の設置及び維持管理の開始	平成28年 4月
浄化槽の設置終了時期	平成38年 2月
事業完了(事業契約終了)	平成38年 5月

(5) 遵守すべき法令等

PFI 事業者は、本事業を実施するにあたり、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)その他の関係法令等を遵守しなければならない。

1.2 特定事業の選定及び公表に関する事項

1.2.1 特定事業の選定

町は、本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業(以下「PFI 事業」という。)として実施することにより、財政資金の効率的活用等が期待できる場合は、特定事業として選定する。

1.2.2 選定の基準

本事業を特定事業として選定するにあたっては、次の客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ① コスト算出(比較)による定量的評価
- ② PFI 事業として実施することの定性的評価
- ③ PFI 事業者に移転されるリスクの評価
- ④ ①から③までに掲げる事項の総合的評価

1.2.3 公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その結果を町のホームページで公表する。

2 PFI 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 募集及び選定の方針

本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながらPFI 事業者を選定する。

選定は、運営体制や技術・維持管理の提案を主体として、民間事業者の創意工夫を求める公募プロポーザル方式によることとする。

2.1.1 募集及び選定のスケジュール(予定)

特定事業の選定及び公表	平成27年 6月
募集要項等の公表	平成27年 7月
募集要項等に関する質問の受付	平成27年 7月
募集要項等に関する質問への回答公表	平成27年 8月
応募受付	平成27年 8月
提案書の受付締切り	平成27年 9月
提案書の審査及び事業予定等の選定	平成27年10月
審査結果の公表	平成27年10月
基本協定の締結	平成27年11月
事業仮契約の締結	平成27年11月
事業契約の成立(事業仮契約の議決)	平成27年12月

2.2 応募者の参加資格要件

2.2.1 組織形態と参加者の概要

- ① 応募者は、単独の民間企業又は民間企業グループとする。
- ② 応募者は、みやき町入札参加資格登録の工事種別において「土木工事」、「建築工事」、「管工事」のいずれかで登録しているものを含むグループもしくは、1社とする。
- ③ 応募者は、町から本事業の事業者として選定された場合、本事業の実施に係る契約(以下「事業契約」という。)に先立ち、特別目的会社(以下「SPC」という。)を株式会社としてみやき町内に設立しなければならない。
- ④ 民間企業グループの場合は、その中の1社を代表企業として、本事業に係る応募及び事業実施の総括責任者を定めるものとする。

2.2.2 応募者の構成

応募者は、次の①から④までの全ての要件を満たすこととする。

- ① 構成員とは、SPCに出資するものをいう。
応募者の構成員の変更は認めない。ただし、町が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。
- ② 応募者の構成員以外の民間企業で、PFI 事業開始後、SPC から業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者(以下「協力企業」という。)がある場合は、当該協力企業の名称等を明らかにすること。
- ③ 応募者の構成員となった者は、他の応募者の構成員になることはできない。
ただし、町と SPC との事業契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、協力企業となることはできる。
- ④ 町と本事業に関するアドバイザリー契約を締結した企業や法人(当該企業・法人の指示により当該契約に関する業務を行う企業・法人を含む。)及び、当該企業・法人と人的・資本的に関連のある企業・法人(親会社及び子会社を含む。)が、応募者の構成員として参加していないこと。

2.2.3 欠格事項

以下に該当する者は、公募参加企業、公募参加グループの構成員になれないものとする。

なお、資格要件確認のため、鳥栖警察署に照会する場合がある。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者。
- ② 会社更生法(平成 17 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。(更生手続開始の決定を受けた者は除く。)
- ③ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされている者。(手続開始の決定を受けた者は除く。)
- ④ みやき町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領による指名停止の期間中である者。
- ⑤ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 10 条第1項及び第 26 条第2項の規定に基づく処分を受けている者。
- ⑥ 直前2年間の法人税、消費税又は法人住民税を滞納している者。
- ⑦ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する場合、または次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を不える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑧ 町が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面(100分の50を超える株式保有)若しくは人事面(役員の兼任・社員の派遣)において関連がある者。
(審査委員会の委員については、募集要項等において提示する。)
- ⑨ 町が本事業について、導入可能性調査及びアドバイザリー業務を委託している事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
(町は、NPO 法人 全国地域PFI協会 に本事業に関するアドバイザリー業務を委託している。)

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員・理事を兼ねる者をいう。(以下同様とする。)

2.2.4 業務執行能力及び財務能力

- ① 本事業を PFI 事業として効率的かつ効果的に実施できるノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行するために必要な、健全で安定的な財務能力を有していること。

2.2.5 留意事項

- ① 構成員は設立される SPC に出資すること。また、代表企業は構成員の中の 1 社とし、代表企業の出資比率は応募者の提案書において提示することとする。
- ② PFI 事業者は、事業契約締結後、速やかに本事業推進のために、設置業務及び維持管理業務に係る基本的な業務分担表を町に提出し、着手までに町の承認を受けなければならない。
- ③ PFI 事業者は、PFI 事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現することが求められるものであり、浄化槽関係者にとどまらず、浄化槽以外の分野からの新規参入者を広く求めるものとする。

2.2.6 PFI 事業者の選定

- ① 町は公募プロポーザル方式により PFI 事業者を決定する。
- ② 町は、「みやき町浄化槽整備推進事業 PFI 事業者選定審査委員会(案)」の審査に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者を選定する。
- ③ 町は優先交渉権者との契約内容および実施内容の交渉により、双方合意に達した場合に、契約を締結する。
- ④ 優先交渉権者決定から3か月を経過しても合意に達さない場合、町は優先交渉権を抹消し、次点交渉権者と交渉を開始する。
- ⑤ 次点交渉権者と3か月を経過しても、契約合意に達さない場合は、本事業の募集を中止する。

2.2.7 審査結果の公表

審査の結果は、優先交渉権者、次点交渉権者に通知するとともに、町のホームページで公表する。

2.2.8 著作権

提出書の著作権は提出事業者に帰属するが、優先交渉権者・次点交渉権者の提案に関しては、公表、展示その他町が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、町は優先交渉権者の承諾を得て、これを無償で使用することができるものとする。

3 PFI 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すため適正にリスクを分担しようとするものであり、原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担することとする。
不可抗力、法令変更等、町又は PFI 事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるリスクについては、町と PFI 事業者との役割分担及びリスクへの対応能力の観点からリスクを分担することとする。
本事業においては、浄化槽の設置業務及び維持管理業務についての責任は基本的に PFI 事業者側に帰すべきものであることから、PFI 事業者が設置した浄化槽の機能については、原則として PFI 事業者のリスクとして性能を保証するものとする。

3.2 予想されるリスクと責任分担

町と PFI 事業者とのリスク分担は、原則として資料2「リスク分担表」によるものとし、具体的な内容については募集要項等で明示し、最終的には事業契約書において明文化する。

3.3 モニタリング

- ① 町は、PFI 事業者が提供するサービス内容の確認及び PFI 事業者の財務状況を把握するため、PFI 事業者に対して定期的に業務状況の報告等を求めることができる。
- ② 町は、PFI 事業者が事業契約書で定める仕様又は条件に違反した場合は、PFI 事業者に対して改善措置 を求めることができる。報告及び改善措置の方法、内容等については、事業契約書等で定める。
- ③ 町は、PFI 事業の執行状況その他契約内容の履行状況を監視するため、外部のコンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 処理槽を整備すべき区域

「公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業指定区域を除く区域」【実施方針(案)資料3】参照

4.2 施設等の技術基準

本事業で設置する処理槽は、処理槽法第4条第1項及び第2項の規定による水質及び構造基準に適合するものとする。

処理性能、維持管理作業性及び施工性等の機能については、募集要項公示時に要求水準書に示すものとする。

関連管渠の建設及び維持管理に関する技術基準は、国、佐賀県及びみやき町の技術基準を満足するものとする。

5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

- ① 町とPFI事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、町とPFI事業者とは、誠意をもって協議するものとする。
- ② 事業に関する紛争については佐賀地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、町及び PFI 事業者は、その責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

事業の継続が困難となる事由及び修復その他の措置については、概ね次のように区分する。

事業の継続が困難となる事由	修復その他の措置
(町に起因して発生した事由) ① 買取事業の遅延 ② 維持管理業務に係る委託費の支払い遅延	① 損害賠償金 PFI 事業者がこうむった損害額を両者協議の上決定し、PFI 事業者に支払う。 ② 資産の帰属 完成・未完成によらず、町が買取ることとする
(PFI 事業者に起因して発生した事由) ① 設置基数及び設置基準の未達 ② 維持管理水準の著しい未達 ③ 住民トラブルの著しい発生	① 損害賠償金 町がこうむった損害額を両者協議の上決定し、町に支払う。 ② 資産の帰属 完成・未完成によらず、町に無償で所有権を移転する。 ③ 町による対応、町への損害賠償
(不可抗力の事由) ① 著しい天変地異	① 町またはPFI 事業者の両者で事業継続について協議。 継続又は打切りいずれの場合でも、原則として、両者互いの損害賠償は行わない。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1 法制上及び税制上の措置

PFI 事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

7.2 財政上及び金融上の支援

町は、PFI 事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、これらの支援を PFI 事業者が受けることができるよう努めるものとする。ただし、損失補償等については、この限りではない。

7.3 その他の支援

町は、PFI 事業者が事業を実施するにあたって必要な許認可等に関し、必要に応じて協力をを行うものとする。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

8.1 債務負担行為等

町は、本事業に関して、PFI 事業者からの買取事業の予算確保、債務負担行為の設定等、必要な事項について措置する。

8.2 応募に関する費用負担

本事業の応募に要する一切の費用については、応募者の負担とする。

8.3 実施方針(案)に関する説明会

実施方針(案)等に関する説明会を以下の要領で行う。

(1) 開催日時及び場所等

- ① 開催日時 平成27年 2月 12日(木) 13時30分から
- ② 開催場所 みやき町役場 三根庁舎 2階 大会議室
- ③ 説明会参加に当たっては、町のホームページより、実施方針(案)等をダウンロードして持参すること。

(2) 参加申込方法

- ① 申込日時 平成27年 2月 6日(金)から 2月10日(火)17:00 時まで
- ② 申込方法 実施方針(案)等に関する説明会への参加を希望する民間事業者は、「【実施方針(案)様式1】実施方針(案)説明参加申込書」に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付にて送付すること。なお、電子メールは、「PFI 説明会」の件名で送付すること。
- ③ e-mail みやき町役場 事業部下水道課 gesuidou@town.miyaki.lg.jp

8.4 実施方針(案)に関する意見等の受付及び回答

本実施方針(案)に関する質問又は意見がある場合は、【実施方針(案)様式2】及び【実施方針(案)】様式3】の様式を用いて、本事業に関する窓口宛てに電子メールにより、以下の期間内に提出すること。なお、電子メールは、「PFI 説明会」の件名で送付すること。

質問及びその回答については、原則として町のホームページで公表する。

質問又は意見の受付 電子メール 平成27年 2月12日(木)から 平成27年 2月16日(月)17:00まで

8.5 添付書類等

- 【実施方針(案)様式1】 実施方針(案)説明会参加申込書
- 【実施方針(案)様式2】 実施方針(案)に関する質問書
- 【実施方針(案)様式3】 実施方針(案)に関する意見書
- 【実施方針(案)資料1】 事業スケジュール表
- 【実施方針(案)資料2】 リスク分担表(案)
- 【実施方針(案)資料3】 みやき町浄化槽整備推進事業区域図

本事業に関する窓口

みやき町役場 事業部下水道課 担当 岡 今井

住所：〒840-1192 佐賀県三養基郡みやき町大字市武1381番地

電話：0942-96-5535(直通) FAX:0942-96-5530

メールアドレス gesuidou@town.miyaki.lg.jp

U R L http://www.town.miyaki.lg.jp/

(本事業に係る情報提供は、このホームページを通じて行う。)

【実施方針(案)様式1】

実施方針(案)説明会参加申込書

平成 年 月 日

みやき町下水道課 行

平成27年 2月12日(木)に開催される「みやき町浄化槽整備推進事業」に関する実施方針(案)に関する説明会への参加を希望します。

会 社 名	
所 在 地	
参 加 予 定 者 氏 名	
所 属 ・ 役 職	
電 話 番 号	
ファックス番号	
メールアドレス	
参 加 人 数 名	

※各民間事業者等の単位で提出してください。

なお、参加予定者氏名、所属・役職、電話番号、ファックス番号、メールアドレスの欄には、代表となる1名の方に関する記入のみで結構です。

※参加に当たっては、町のホームページより、実施方針(案)等をダウンロードして持参してください。

※実施方針(案)等に関する質問・意見は、別途書類形式で行うため、説明会での質問・意見は受け付けません。

実施方針(案)に関する質問書

みやき町下水道課 行

平成 年 月 日

「みやき町浄化槽整備推進事業に関する実施方針(案)」に関して、以下のとおり質問を提出します。

提 出 者	会 社 名	
	所 在 地	
	所 属 ・ 役 職	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
質 問 箇 所	該当箇所(ページ、項目等)	
質 問 内 容	※ 質問内容は、簡潔かつ具体的に記載すること。	

※ 本質問に関する回答について、公開を希望しない場合は、次の欄に○印を記入してください。

非公開希望

実施方針(案)に関する意見書

平成 年 月 日

みやき町下水道課 行

「みやき町浄化槽整備推進事業に関する実施方針(案)」に関して、以下のとおり意見を提出します。

提 出 者	会 社 名	
	所 在 地	
	所 属 ・ 役 職	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	ファックス番号	
メールアドレス		
意 見 箇 所	該当箇所(ページ、項目等)	
意 見 内 容	※ 意見内容は、簡潔かつ具体的に記載すること。	

※ 本意見に関する回答について、公開を希望しない場合は、次の欄に○印を記入してください。

非公開希望

【実施方針(案)資料1】事業スケジュール表(案)

時 期	内 容
平成 27 年 2 月 6 日	実施方針(案)の公表
平成 27 年 2 月 12 日 13:30~	実施方針(案)に関する説明会
平成 27 年 2 月 12 日~ 平成 27 年 2 月 16 日 17:00 まで	実施方針に関する質問・意見の受付
平成 27 年 2 月 19 日	実施方針に関する質問回答・意見の公表
平成 27 年 2 月下旬	実施方針に関するヒアリング(町が必要と判断する場合)
平成 27 年 6 月	特定事業の選定・公表
平成 27 年 6 月	債務負担行為の設定に関する議案審議
平成 27 年 7 月	募集要項の公表(公募公告)
平成 27 年 7 月	募集要項に関する説明会
平成 27 年 7 月	募集要項に関する質問の受付
平成 27 年 8 月	募集要項に関する質問回答の公表
平成 27 年 8 月	参加表明書、競争参加資格確認申請書の受付
平成 27 年 8 月	参加資格確認審査の結果の通知
平成 27 年 8 月~ 9 月	提案書の受付、審査委員会の開催
平成 27 年 10 月	優先交渉権者の選定、優先交渉権者の決定・公表
平成 27 年 11 月	基本協定の締結、審査講評の公表
平成 27 年 11 月	事業仮契約の締結
平成 27 年 12 月	事業契約に関する議案提出

【実施方針(案)資料2】リスク分担表(案)

リスクの種類		みやき町	SPC
共通リスク	1. 本事業の住民への周知・理解不足による事業の遅延	(○) 町は右活動に資料提供等で協力する。	○ 住民説明及び関連諸費用(会場設営、資料作成等)はSPCが負担する。
	2. 設置基数(国庫補助基準:年間20基以上)の目標未達成	—	○ 町の負担増はSPC負担
	3. 制度変更に伴う条例等重要な変更、事業スキームの重要な変更に起因する事業の遅延、契約解除	○ 町に起因する契約解除規定により対応する。	—
	4. 不可抗力(自然災害等)による事業続行不可	○ 不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPCに契約解除金を支払う。	(○) 不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPCは契約解除に伴う一部費用を負担する。
設置段階リスク	5. 設置届、工事完了届等、法定要件に係るトラブル	— トラブルに起因して町が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○ SPCがすべて責任を負う。
	6. 工事計画・工事費を巡る住民とのトラブル	— トラブルに起因して町が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○ SPCがすべて責任を負う。
	7. 工事の実施に伴う住民・近隣とのトラブル	— トラブルに起因して町が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○ SPCがすべて責任を負う。
	8. 受益者負担金の不納付	○ 町がすべて責任を負う	(○) 納付に対する事前説明はSPCの責任
	9. 工事中の自然災害による設備損壊	—	○ SPCがすべて責任を負う。 ○ SPCは保険で対応
維持管理段階リスク	10. 保守点検、法定検査等、法定要件に係るトラブル	— トラブルに起因して町が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○ SPCがすべて責任を負う。
	11. 保守点検、法定検査に係る機能不全、使用者とのトラブル	— トラブルに起因して町が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○ SPCがすべて責任を負う。
	12. 想定外維持管理費用の発生	— トラブルに起因して町が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○ 不可抗力(自然災害等)に起因するもの以外、SPCがすべて責任を負う。 ○ 不可抗力(自然災害等)時は、契約解除規定に基づき、契約解除が可能である。
資金調達・支払段階リスク	13. 使用料の不納付	○ 町がすべて責任を負う	— 納付に対する事前説明はSPCの責任
	14. SPCの破綻、契約解除時における損害の発生	○ 契約解除の原因者が負担する	○ 契約解除の原因者が損害を負担する
	15. SPCの破綻、契約解除時における修復費用の発生	○ 町が負担する。 ○ SPCに破綻保険の付保を要求する	(○)
	16. SPCの破綻、契約解除時における債権者への支払	—	○ SPCが負担する。 ○ 町への遡及は不可とする。
	17. 町の買取費用・委託費の支払遅延	町はSPCの経過金利負担等の損害を賠償する。	—

※ (○)は当該リスクの一部を限定的に負担するものである。

【実施方針(案)資料3】みやき町浄化槽整備推進事業区域図(案)

